

静岡県支局 規約及び諸則

(平成25年2月)

規 約
規約施行規則
理事選任規程
支局長及び副支局長選任規程
総会運営規程
理事選任選挙に関する要項
細 則

財団法人 日本ボールルームダンス連盟中部総局
静岡県支局

財団法人 日本ボールルームダンス連盟中部総局

静岡県支局

規 約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この支局は、財団法人日本ボールルームダンス連盟(以下「連盟」という。)中部総局(以下「総局」という。)静岡県支局(以下「本支局」という。)と称する。

(設置)

第2条 連盟の寄附行為第44条第3項及び総局規約第40条の規定に基づき静岡県に本支局を置く。

(事務所)

第3条 本支局の事務所は、支局長指定の地区におく。

(目的)

第4条 本支局は、連盟の寄附行為及び総局の規約の目的に準拠し、並びに連盟の寄附行為第44条第1項に基づくプロ・ダンス・インストラクター協会(以下「インストラクター協会」という。)、地域協会及びアスリート協会(以下「その他の地方組織」という。)を統轄し、ボールルームダンスに関し、ダンス技術の発展と普及に貢献するとともに、会員相互の連絡親和を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本支局は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 連盟又は総局が行う事業のうち、その他の地方組織が行うとされている事業以外の事業
- (2) 総局及びその他の組織が行う事業の協力
- (3) その他本支局の目的を達成するために必要な事業

(支局の構成)

第6条 本支局は、静岡県に住所または勤務場所、その他活動の拠点を置く、連盟の寄附行為施行規則第9条第2項に定める正会員（以下「正会員」という。）及び同規則第9条第3項に定める登録会員（以下「登録会員」という。）により構成する。

第2章 資産及び事業計画等

(資産の構成)

第7条 本支局の資産は、次のとおりとする。

- (1) 支局会費
- (2) 寄附金
- (3) 本支局の事業等から生ずる収入
- (4) その他の収入

2 前項第1号の会費は、連盟の寄附行為施行規則第13条第3項に定める限度額以内の会費を徴収することができる。

(経費の支弁)

第8条 本支局の事業遂行に要する経費は、前条の資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第9条 本支局の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに支局長が作成し、その年度開始前までに理事会の承認を得なければならない。

2 支局長は、前項の承認を受けた事業計画書及び収支予算書を、総会后10日以内に局長に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第10条 本支局の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、支局長が作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

2 支局長は、前項の承認を受けた事業報告書及び収支決算書を、総会后10日以内に局長に提出しなければならない。

(事業年度)

第11条 本支局の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(役員)

第12条 本支局に、次の役員を置く。

- (1) 支局長 1名
- (2) 副支局長 2名以内
- (3) 理事 13名以内 (支局長、副支局長を含む。)
- (4) 監事 2名以内

(役員を選任)

第13条 理事は、第37条第1項第1号の第1号会員のものうちから選任する。

- 2 支局長及び副支局長は、理事会において選任する。
- 3 理事の選任方法は、理事会の議決を経て別に定める。
- 4 監事は、第37条第1項第1号の第1号会員のものうちから総会において選任する。
- 5 支局長は、その他の地方組織の会長を兼任することができない。
- 6 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

(役員の職務)

第14条 支局長は、本支局の業務を掌理し、本支局を代表する。

- 2 支局長は、その他の地方組織との連絡調整を密にするよう努めなければならない。
- 3 副支局長は、支局長を補佐し、支局長に事故あるとき又は支局長が欠けたときは、支局長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 5 監事は、財産の状況または業務の執行について監査し、理事会において意見を述べ、また、これを総会に報告する。

(役員任期及び定年)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 支局長は、役員に欠員が生じた場合においても、本支局の運営に支障がないときは補充しないことができる。
- 5 役員定年は、理事会の議決を経て別に定める。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

- (2) 職務上の義務違反その他理事としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 前項の規定により理事を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、その理事に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前2項により理事を解任したときは、直近の総会において報告しなければならない。
- 4 監事を解任しようとするときは、第1項及び第2項を準用する。この場合において「理事」とあるのは「監事」と、「理事会」とあるのは「総会」と、「理事現在数の3分の2以上」とあるのは「会員現在数の3分の2以上」と読み替えるものとする。

第4章 理事会

(理事会の構成)

第17条 理事会は、支局長、副支局長及び理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第18条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決によって理事会に委任された事項
- (4) 総局委員会への委員の推薦に関する事項
- (5) その他本支局事業の執行に関する事項

(理事会の開催)

第19条 理事会は、支局長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(理事会の召集)

第20条 理事会は、支局長が召集する。

- 2 理事会を召集するには、理事に対し、会議の目的たる事項並びに日時及び場所を示して、開催の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

第21条 理事会の議長は、支局長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第22条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第23条 理事会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における書面表決)

第24条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した理事とみなす。

(理事会の議事録)

第25条 理事会の議事については、議事録を作成し、議長及びその理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

(部の設置)

第26条 理事会に、理事会の職務を円滑に遂行するため、部を置く。

2 部に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(小委員会の設置)

第27条 理事会に、本支局事業の円滑化を図るため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第5章 総 会

(総会の構成及び機能)

第28条 総会は、本支局第1号会員及び第2号会員をもって構成する。

2 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を審議決定する。

- (1) 本支局の事業計画に関する事項
- (2) 本支局の予算の議決及び決算の承認に関する事項
- (3) 本支局の事業報告の承認に関する事項
- (4) 規約の変更に関する事項
- (5) その他、本支局の運営に関する重要事項

3 総会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める総会運営規程によるものとする。

(総会の開催)

第29条 総会は、定例総会と臨時総会に分け、定例総会は原則として5月末までに開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上から会議の目的た

る事項を示して請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第30条 総会は、支局長がこれを招集する。

2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項ならびに日時及び場所を示して開会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第31条 総会の議長は、支局長又は選任された者がこれにあたる。

(総会の定足数)

第32条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第33条 総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決)

第34条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の本支局第37条第1項第1号の第1号会員もしくは第37条第2項第2号の第2号会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(総会の議事録)

第35条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第6章 名誉顧問、顧問、相談役及び参与

(名誉顧問、顧問、相談役及び参与)

第36条 本支局に、名誉顧問ならびに顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 名誉顧問ならびに顧問、相談役および参与は、理事会の議決を経て支局長が委嘱する。

3 名誉顧問ならびに顧問、相談役および参与に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第7章 会員及び登録教室

(会員の種類及び資格)

第37条 本支局の会員の種類は、次のとおりとする。

- (1) 第1号会員 連盟の寄附行為施行規則第9条第2項の正会員で、本支局に入会した者
- (2) 第2号会員 連盟の寄附行為施行規則第9条第3項の登録会員で、本支局に入会した者。
- (3) 名誉会員 本支局に貢献のあった者で、理事会の推薦したもの。

(入会)

第38条 本支局の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会手続)

第39条 入会申込書は、第37条の資格を有することを証明する書類を添えて申し込みをしなければならない。

- 2 入会の申し込みをした者が、前条の理事会の承認を得たときは、別に定めるところにより入会金を納めなければならない。

(会員資格の取得)

第40条 本支局の会員は、入会金及び別に定める会費を納入した後、会員名簿に登録されたときに、会員となる。

(会員の権利及び義務)

第41条 会員は、連盟の寄附行為、同施行規則及びその他の規定で別に定める事項、並びに総局及び本支局の規約に定める事項に関し、権利を有し、義務を負う。

(退会)

第42条 会員は、支局長に退会届を提出し、会員名簿から抹消されることにより退会する。

- 2 会員が次の各号の1に該当したときは、退会したものとみなす。
 - (1) 会員となるべき資格を失ったとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- 3 会員は、懲戒手続に付されている間は、退会することができない。
- 4 既に納入された入会金及び会費は、理由の如何にかかわらず返戻しない。

(懲戒)

第43条 会員に次の各号の1に該当する事実があるときは、理事会の議決によりこれを懲戒することができる。

- (1) 連盟の寄附行為並びに総局及び本支局の規約に違反し、または理事会の議決に反するなど、本支局の目的を損なう行為があったとき。
 - (2) 会員としての品位を著しく損ない、その結果本支局の名誉を損傷したとき。
- 2 懲戒は、注意、戒告、会員権の停止及び除名の4種類とする。
 - 3 前項の除名については、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意がなければならない。
 - 4 前項の規定により会員を除名しようとするときは、理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(表彰)

第44条 会員が、本支局の目的達成のため、特に顕著な功績があったときは、理事会の議決により表彰する。

(支局コード教室)

- 第45条 本支局に登録する教室は、連盟の認定教室の登録及び運営の適正化等に関する規定に基づき、認定を受け連盟に登録しているもののうち、社団法人日本音楽著作権協会と音楽著作物利用許諾契約を締結している教室とする。
- 2 本支局に登録を希望する教室は、前項の資格を有することを証明する書類を添えて、支局コード教室入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。
 - 3 入会の申込をした教室が、前項の理事会の承認を得たときは、別に定めるところにより支局コード教室入会金を納めなければならない。
 - 4 本支局の支局コード教室は、第1項の連盟の規定により教室登録簿から削除されたときは、本支局の支局コード教室資格を失う。
 - 5 教室営業者が、本支局を退会したときは、本支局の支局コード教室資格を失う。
 - 6 本支局に登録する教室は、別に定めるところにより支局コード教室会費を納めなければならない。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第46条 この規約は、理事会及び総会において理事現在数及び会員現在数のそれぞれの3分の2以上の議決がなければ変更することができない。

(解散)

第47条 本支局は、総局が解散したとき、又は理事会及び総会において、理事現在数及び会員現在数の4分の3以上の議決を経て解散する。

(残余財産の処分)

第48条 本支局の解散のときに存する残余財産は、理事現在数及び会員現在数のそれぞれの4分の3以上の議決を経て処分する。

第9章 雑 則

(委任)

第49条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この規約は、平成25年2月10日からこれを施行する。
2. 支局長は、第13条第5項の規定にかかわらず、当分の間は、アスリート協会の会長を兼任することができる。

財団法人 日本ボールルームダンス連盟中部総局静岡県支局

規約施行規則

(目的)

第1条 この規則は、財団法人日本ボールルームダンス連盟（以下「連盟」という。）中部総局（以下「総局」という。）静岡県支局（以下「本支局」という。）の規約により理事会において定めるべきものとされた事項ならびにその他本支局の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(報告)

第2条 支局長は、次の事項等を局長に報告しなければならない。

- (1) 支局総会の議事内容及び支局理事会での重要な決定事項
- (2) 支局役員就退任に関する事項
- (3) 支局会員の規律違反に関する事項
- (4) 総局運営に必要と認め局長が指示した事項
- (5) その他特に局長に報告を要すると認められる事項

(理事の定数等)

第3条 本支局の理事の定数は、規約第37条第1項第1号に定める第1号会員（以下「第1号会員」という。）現在数及び規約第37条第2項第2号に定める第2号会員（以下「第2号会員」という。）現在数の合計の数に対する定数とする。

会員現在数	33～37名	理事の定数	8名以内
〃	38～42名	〃	9名以内
〃	43～47名	〃	10名以内
〃	48～52名	〃	11名以内
〃	53～57名	〃	12名以内
〃	57名以上	〃	13名以内

- 2 会員現在数が32名以下の場合の理事の定数は、7名以内とする。
- 3 理事の選任に関し必要な事項は、細則で定める。

(監事の選任)

第4条 監事の選任は、総会において第1号会員及び第2号会員による選挙により決議する。

- 2 理事会は、第1号会員で本支局に2年以上在籍している者のうちから2名以内を監事

候補者として総会に推薦するものとする。

- 3 監事の選任に関し必要な事項は、理事選任規程を準用する。この場合において「理事」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

(役員の定年)

第5条 規約第15条第5項に規定する役員の定年は、満70歳を迎えた年の12月31日とする。

(部の設置)

第6条 理事会に理事会の職務を円滑に遂行するため、次の8部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 事業部
- (3) 競技部
- (4) 経理部
- (5) 販売促進部
- (6) 会員管理部
- (7) 採点管理部
- (8) チェッカー部

2 前項の各部に、部長及び部員若干名を置く。

3 各部の部長は、会員のものの中から支局長が選任し、理事会の承認を経て支局長が任命する。

4 各部の部員は、会員のものの中から支局長が選任し、理事会の承認を得なければならない。

5 部長及び部員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 部長及び部員の定年は、満70歳を迎えた年の12月31日とする。

7 部に関し必要な事項は、細則で定める。

(名誉顧問等の推薦)

第7条 規約第36条に規定する名誉顧問ならびに顧問、相談役及び参与は、次のとおりとする。

- (1) 名誉顧問 ボールルームダンスの発展に多大な寄与をした者で、本支局の象徴としてふさわしい者。
- (2) 顧問 ボールルームダンスに理解のある学識経験者で、本支局の運営等の諮問に応じる。
- (3) 相談役 ボールルームダンスに貢献のあった者で、本支局の運営等の相談にあづかる。
- (4) 参与 ボールルームダンスに理解のある者で、本支局の運営等に関し助言し協力する。

2 名誉顧問等の推薦に関し必要な事項は、細則で定める。

(入会金及び会費)

第8条 本支局の入会金及び会費は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|------------|----------|
| (1) | 第1号会員入会金 | 10,000円 |
| (2) | 第2号会員入会金 | 10,000円 |
| (3) | 第1号会員会費 | 年12,000円 |
| (4) | 第2号会員会費 | 年12,000円 |
| (5) | 名誉会員会費 | 無料 |
| (6) | 支局コード教室入会金 | 10,000円 |
| (7) | 支局コード教室会費 | 年10,000円 |

(補則)

第9条 規約及びこの規則に定めることのほか、本支局の事業の実施に必要な事項及びこの規則の実施に必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この規則は、平成25年2月10日からこれを施行する。

理事選任規程

(目的)

第1条 この規程は、規約第13条第3項及び同施行規則第3条第3項に基づき、理事の選任に関し、必要な事項を定める。

(選任)

第2条 理事の選任は、立候補制とし、総会において規約第37条第1項第1号に定める第1号会員（以下「第1号会員」という。）及び規約第37条第2項第2号に定める第2号会員（以下「第2号会員」という。）による選挙により決議する。

(理事候補者の資格等)

第3条 理事候補者となることができる者は、第1号会員で、本支局に3年以上在籍している者とする。但し、選手登録をしている者は理事候補者となることができない。

2 本支局支局コード教室の1教室から理事候補者となることができる者の数は、原則として1名以内とする。

(決議)

第4条 総会における選挙の決議は、第1号会員及び第2号会員（以下「選挙人」という。）の過半数が出席し、その過半数の同意をもって行う。

2 理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事候補者の合計数が規約施行規則第3条に定める定数を上回る場合には、出席した選挙人の過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

3 出席した選挙人の過半数の賛成を得たもののうち、同一順位の候補者が複数いて順位が確定しない場合は、この同一順位の候補者を対象に選挙管理委員会が示す方法で決選投票を行う。

4 前項の決選投票で決着がつかない場合は、選挙管理委員会の決議によるものとする。

(選挙及び投票の方法)

第5条 選挙は、無記名投票により行う。

2 投票の方法は、次に掲げる2種とし、投票された得票数をそれぞれ合算して決するものとする。

- (1) 選挙人出席者による直接投票
- (2) 総会に出席できない選挙人による事前の郵便投票
- 3 前項第2号で投票した者が総会に出席した場合、総会当日は投票することができない。
- 4 第2項第2号で投票した者は、規約第34条の出席した会員とみなす。

(郵便投票)

第6条 総会に出席できない選挙人は、予め選挙管理委員会に事前投票（郵便投票）手続の申し出を行い投票することができるものとする。[選管様式第6号]

- 2 前項の申し出を行い郵便投票する場合には、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 郵送にかかる経費（切手代等）は、投票する本人が負担する。
 - (2) 郵便以外（宅配便、メール便、FAX、Eメール等）の方法では受理しない。また持参による方法も受理しない。
 - (3) 一度郵送により投票した者は、理由のいかんを問わず、投票用紙の差し替え、取り消しはできないものとし、総会において改めて投票することもできないものとする。
- 3 投票用紙と郵送用封筒は、選挙管理委員会が事前投票する者に郵送する。
- 4 投票は、所定の投票用紙に第12条第1項に基づき記載し、所定の封筒に入れ、投票先に指定された場所に、投票締切日時までに、郵送により行う。このとき、所定の封筒には、事前投票する者の氏名を自署する。
- 5 投票締切日時を必着とし、これを過ぎたものは提出がなかったものとみなす。
- 6 郵便投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。
 - (1) 所定の投票用紙及び封筒を用いないもの。
 - (2) 郵送用の封筒に、事前投票する者の氏名が記載されていないもの。
 - (3) 郵送用の封筒に、複数の投票用紙が封入されているもの。
- 7 選挙管理委員会は、郵送により提出された投票用紙は事務局において厳重に保管し、理事会当日の投票時間までの間、その投票総数以外の情報は非公開とする。

(選挙事務の管理)

第7条 理事選任のための選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

(選挙管理委員会)

第8条 選挙管理委員会は、委員長1名及び委員2名をもって組織する。

- 2 委員長は第1号会員のものうちから、委員は第1号会員又は第2号会員のものうちから理事会の議決による指名に基づいて、支局長が任命する。
- 3 選挙管理委員会は、選挙が行われる総会の開催期日の2ヶ月前までに設置するものとする。
- 4 選挙管理委員会の庶務は、事務局及び総務部において行う。

(選挙期日)

第9条 理事の任期満了による選挙の投票は、任期が終わる年の5月末までに開催する総会において行う。

2 前項の総会は、日曜日に開催されるものとする。

(立候補届出期日)

第10条 理事選挙の立候補届出期日は、投票日の34日前の月曜日からその週の金曜日午後5時までとする。

2 選挙管理委員会は、立候補者名簿を作成して、投票日の12日前の火曜日までにこれを選挙人全員に配付し公表する。[選管様式第7号]

(投票管理係員及び投票立会人)

第11条 投票管理係員は、選挙管理委員会の委員長及び委員をもって、これに充てる。

2 投票管理係員は、投票に関する事務及び投票立会人を担当する。

(投票)

第12条 第4条第2項の規定による投票は、投票用紙に氏名が印刷された候補者のうちその投票しようとするものに対して、投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を記載して、これを投票箱に入れる方法によるものとする。

2 前項の○の記号を記載して投票する数は、規約施行規則第3条に定める定数以内とする。

3 決選投票における単記投票については、選挙管理委員会の示す方法で行うものとする。

(開票管理係員)

第13条 開票管理係員は、選挙管理委員会の委員長及び委員をもって、これに充てる。

2 開票管理係員は、開票に関する事務を担当する。

(開票立会人)

第14条 支局長は、当該選挙の候補者を除く第1号会員のものうちから、開票立会人2名を選任し、開票に立ち合わせなければならない。

(開票)

第15条 開票は、即日開票とし投票終了後、直ちに行うものとする。

2 開票管理係員は、開票立会人立ち会いの上、投票箱を開き、投票の有効無効を確認し集計を行う。[選管様式第9号]

3 投票の集計が終わったときは、開票管理係員は開票結果表を作り、開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名しなければならない。[選管様式第8号]

(開票結果の報告)

第16条 開票結果表の作成が終わったときは、選挙管理委員長は、直ちにその結果を総会に報告しなければならない。

(開票の場合の投票の効力の決定)

第17条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理係が決定しなければならない。その決定に当っては、第18条の規定に反しない限りにおいて、その投票した有権者の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第18条 候補者の氏名を記載して投票する場合、次の各号の投票は、これを無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの。
- (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの。
- (3) 単記投票の場合、一投票中に二人以上の候補者の氏名を記載したもの。
- (4) 単記投票の場合、候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、身分、住所又は敬称類を記入したものは、この限りでない。
- (5) 単記投票の場合、候補者の氏名を自書しないもの。
- (6) 単記投票の場合、候補者の何人を記載したかを確認し難いもの。

2 候補者の氏名があらかじめ投票用紙に印字され、○の記号を記載して投票する場合、次の各号の投票は、これを無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの。
- (2) 定められた数を超える○の記号を記載したものは、その投票のすべてを無効とする。
- (3) ○の記号以外の記号等が記載されたものは、その枠のみを無効とする。
- (4) ○の記号が著しく枠外にはみだしたものは、その枠のみを無効とする。

(同一氏名の候補者に対する投票の効力)

第19条 同一の氏名、氏又は名の候補者が二人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、第18条第1項第6号の規定にかかわらず、有効とする。

2 前項の有効投票は、当該候補者の有効投票数に応じてあん分し、それぞれこれに加えるものとする。

(候補者の立候補の届出等)

第20条 理事選任の選挙の候補者となろうとする者は、立候補届出期日以内に郵便により、立候補届出書を選挙管理委員会に届け出なければならない。〔選管様式第1号-1〕

2 前項の届出書には、候補者となるべき者の氏名、住所、生年月日を記載しなければならない。

(補則)

第21条 この規程に定めることのほか、理事の選任に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、平成25年2月10日からこれを施行する。

支局長及び副支局長選任規程

(目的)

第1条 この規程は、規約第13条第2項に基づき、支局長及び副支局長の選任に関し、必要な事項を定める。

(支局長の選任)

第2条 支局長は、理事及び監事が新たに選出された後、新理事及び新監事による理事会を招集し、新たな支局長を選出する。

2 理事会の議長は、新たな支局長が選出されるまでの間は前任の支局長が務める。

3 支局長の選任は、理事を3期以上務めた者を被選挙権者とし、理事の自薦又は他薦により、理事会に出席した全理事の無記名・単記投票の選挙によるものとする。

4 投票方法及び当選者の決定は、次の各号の規定による。

(1) 過半数を得票した者を当選者とする。

(2) 1回の投票で過半数の得票がなかった場合には、上位2名による決選投票を行い、得票数の多い者とするが、同数の場合には、次の優先順位に従って決定するものとする。

① 理事歴及び役員歴の長い方を当選者とする。

② 理事歴及び役員歴が同じ場合には、抽選で決する。

(3) 1位が同数3名以上、若しくは2位が同数2名以上の場合には、上位3名以上で投票を行い、過半数が得られなかった場合には、上記第2号の決選投票を繰り返す。

5 支局長候補者がいない場合は、話し合い又は投票により選任する。投票による場合は、前項第1号から第3号を準用する。

(副支局長の選任)

第3条 副支局長候補者については、本支局規約に定める2名の範囲内で、新支局長が理事会に推薦するものとする。

2 副支局長の選任は、原則として全理事による無記名の信任投票によるものとし、過半数の信任を得た者を当選とする。

(選挙規定等)

第4条 支局長及び副支局長の選挙に関する必要な事項は、理事選任規程を準用する。

(補則)

第5条 この規程に定めることのほか、支局長及び副支局長の選任に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、平成25年2月10日からこれを施行する。

財団法人日本ボールルームダンス連盟中部総局静岡県支局

総会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人日本ボールルームダンス連盟中部総局静岡県支局（以下「本支局」という。）規約第28条第3項に基づき、総会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 総会には、本支局規約で定める会員及び理事会の承認を得た者でなければ出席することはできない。

(議決権行使書)

第3条 規約第34条に基づき、総会の議案につき書面により議決権の行使をしようとする者は、議決権行使書を提出しなければならない。

- 2 議決権行使書は、所定の用紙を使わないもの及び提出締切日までに到着しないものは無効とする。
- 3 議決権行使書の各議案に対する意思表示は、賛成又は反対のみとする。
- 4 各議案の賛否の両方に表示がある場合及び両方に表示がない場合には、その議案について賛成とみなす。
- 5 賛成の欄に指定された記号以外の表示があっても、その議案について賛成したものとみなす。
- 6 議案の重大な修正や緊急議案が出された場合、当該議案については出席会員の多数の意思に従うものとみなすこととする。

(委任状)

第4条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、他の本支局規約第37条第1項第1号に定める第1号会員又は規約第37条第2項第2号に定める第2号会員を代理人として代理権を証する委任書面（以下「委任状」という。）を提出して、議決権の行使を委任することができる。

- 2 委任状は、所定の用紙を使わないもの及び提出締切日までに到着しないものは、無効とする。
- 3 委任状により委任した会員（以下「委任者」という。）の署名または記名押印がないときは、その委任状は無効とする。

- 4 委任状における委任された会員（以下「受任者」という。）の表示は、氏名をもって行い、他の表示は無効とする。
- 5 受任者が委任された委任状をもって再度他の会員に委任することはできない。
- 6 受任者を指定しないもの及び受任者の承諾を得ていない委任状は、無効とする。

（議決権行使書又は委任状の変更等）

- 第5条 第3条に規定する議決権行使書及び前条に規定する委任状の記載内容を変更又は撤回しようとする場合には、提出締切日までに書面をもって行わなければならない。
- 2 前項の場合において、提出締切日までに書面が到着しない場合には、既に提出されている議決権行使書及び委任状の記載のとおり処理を行う。

（代理できる人数等）

- 第6条 受任者が代理できる人数は、1会員1名とする。
- 2 1名の会員に複数の委任がなされたときは、受任者によって1名の委任を選択する。選択しなかった委任については、委任を無効とする。

（議決権行使書、委任状の提出方法等）

- 第7条 議決権行使書または委任状は、所定の用紙を使い提出先に指定された場所に、提出締切日までに、郵送により行う。
- 2 議決権行使書を提出した者は、重ねて委任状を提出することはできない。
 - 3 委任者が議決権行使書を提出したときは、委任を撤回したものとみなす。

（議決権行使書および委任状提出者の出席）

- 第8条 議決権行使書を提出した者、または委任者が総会に出席したときは、本人出席と取り扱い、提出した議決権行使書による意思の表示または委任は撤回したものとみなす。

（受任者の議決権行使方法）

- 第9条 委任を受けた会員は、本人として議決権を行使するのとは別に、受任者として1名分の議決権を行使することができる。

（定足数）

- 第10条 総会の成立は、規約第32条の定めによる。
- 2 第3条及び第4条の規定にしたがって、議決権行使書を提出した会員及び委任者の数は、定足数の内に算入する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、受任者が総会を欠席したときは、定足数に算入してはならない。

（議長）

- 第11条 総会の議長は、支局長又は選任された者がこれにあたる。

第12条 議長は、総会開催中、議事運営の最高責任者であり、本規程にしたがって常に公正な立場で議事の運営を行わなければならない。

第13条 議長の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総会の成立を宣言し、定足数が満たない場合には解散を宣言すること。
- (2) 議事日程及び議事進行に係る注意事項を通告すること。
- (3) 書記の指名をすること。
- (4) 議事録署名人の指名をすること。
- (5) 議事進行に関する動議を受け付けること。
- (6) 議案に関係がない発言及び議事妨害に係る行為を制止すること。この場合において、議長の制止命令に従わない者その他総会の秩序を乱す者を、退場をさせることができる。
- (7) 質疑応答その他質問が終了したと認めるときは、その旨を確認した後、質問の打ち切りを宣言し、一切の発言を禁止すること。
- (8) 採決に当たっては、内容を会員に明瞭に伝え、採決の結果は明確に発表すること。
- (9) 議事日程が終了したときは、その旨を会員に伝え、議事の全日程の終了宣言をすること。

(成立等の報告)

第14条 総務部長は、前条第1号の総会の成立宣言若しくは解散宣言に際し、議長の指示により第10条の規定により会員の出席者数を確認し、成立若しくは不成立の報告を行う。

(書記)

第15条 議長は、総会の議事を記録するため、書記を出席会員の中から指名する。

- 2 書記は、総会における議事を正確に記録しなければならない。この場合において、議事の記録に当たって自己の意思を加えてはならず、不明の点があるときは、議長の指示を得なければならない。
- 3 書記は、議事の記録を基に議事録を作成する。

(議事録署名人)

第16条 議長は、議事録の公正を確保するため、議事録署名人2名以上を出席会員の中から指名する。

- 2 議事録署名人は、作成された議事録の公正さ、事実関係との相違がないことを確認しなければならない。

(質問及び意見)

第17条 質問及び意見（以下「質問等」という。）は、議長の指示に従って行う。

- 2 会員が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

- 3 発言の際は、所属教室名及び氏名を名乗らなければならない。
- 4 質問等は、総会議案に沿って、明瞭、かつ、簡潔に行わなければならない。
- 5 質問等は、議長に対して行い、直接出席者間で行ってはならない。
- 6 発言者の発言中は、他の会員は議長に発言許可を求めてはならない。
- 7 役員個人の個人に係る質問若しくは個人の中傷及び誹謗に係る発言は厳に禁止する。

(決議方法)

第18条 議案の決議は、議長が次の採決方法の中から当該事案に最も適切と考える方法をとって行う。

- (1) 挙手
- (2) 起立
- (3) 投票

- 2 前項の採決は、出席会員をもって行う。ただし、採決の際には、議決権行使書面の議決権数及び委任状の数を含める。
- 3 挙手及び起立は、賛成者及び反対者について行う。
- 4 投票は、本支局より配付された用紙を用いて行う。
- 5 議長は、会員として採決に加わることはできない。ただし、採決の結果、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 総会での議決権の行使は、「本人の出席」、「議決権行使書面の提出」、「委任状の提出」の順で優先することとし、二重に行使しようとした場合は、下位のものを無効とする。

(議案、動議の再提出の禁止)

第19条 否決または撤回された議案及び動議は、同一総会において再び提出することができない。

(補則)

第20条 この規程に定めることのほか、総会の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、平成25年2月10日からこれを施行する。

財団法人日本ボールルームダンス連盟中部総局静岡県支局

理事選任選挙に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、理事選任規程（以下「選任規程」という。）第21条に基づき、選挙管理委員会がその運営及び理事を選任するための選挙実施に必要な事項を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会は、選任規程第8条に基づき組織する。

- 2 選挙管理委員会の会議は、委員全員の出席により成立する。
- 3 議事は、委員の過半数をもって決する。

(立候補の届出)

第3条 選任規程第20条第1項で規定する立候補届出書の書式は、選管様式第1号-1のとおりとする。

- 2 立候補する者が提出する立候補届出書は、選任規程第20条第1項の規定により選挙管理委員会が郵便で提出する日として指定した立候補届出期日（以下「立候補締切日」という。）までに、本支局事務局に郵便で提出しなければならない。ただし、立候補締切日を過ぎて到達した場合、消印が立候補締切日以前の日であれば、受理するものとする。
- 3 前項による立候補届出書を郵便で提出する場合、封筒の表に「立候補届出書在中」と記載するとともに、配達証明のある郵送方法により提出するものとする。
- 4 選挙管理委員会は、立候補届出書を受理したときは、立候補した者にFAXまたはEメールで受理した旨の通知をするものとする。[選管様式第3号]

(立候補届出書の審査)

第4条 次に掲げる立候補届出書は、無効とする。

- (1) 選任規程第20条第1項の規定により、立候補する者が提出する立候補届出書に選任規程第20条第2項に定める所定の事項が記載されていないもの。
 - (2) 立候補する者以外の者から提出されたもの。
 - (3) その他、選任規程または本要項の規定に違反する記載のあるもの。
- 2 選挙管理委員会は、前項の規定により、立候補届出書を無効と判断したときは、当該立候補届出書に理由を付して文書で通知するものとする。[選管様式第4号]

(立候補の取り下げ)

第5条 選任規程第20条の規定に基づき提出した立候補届出書を取り下げて候補者たることを辞するときは、選管様式第2号-1の理事選挙候補者辞退届出書により立候補締切日までに届け出なければならない。

2 選挙管理委員会は、立候補者辞退の届けがあったときは、審査のうえ、辞退を認めることができる。

3 選挙管理委員会は、前項の規定により立候補者辞退を認めたときは、立候補者辞退届出書を受理した旨、文書で通知するものとする。[選管様式第5号]

(候補者名簿の記載事項および記載順)

第6条 選任規程第10条第2項に定める立候補者名簿には、氏名、生年月日、年齢、教室名、住所、支局入会年月日、J B D F正会員取得年月日を記載する。

2 立候補者名簿の記載順序は、五十音順とする。[選管様式第7号]

(投票所)

第7条 投票を行う場所は、本支局総会の会場をもって投票所とする。

(投票)

第8条 投票は、選任規程第5条、第11条及び第12条の規定に従い行う。

2 郵便投票については、選任規程第6条に従い行う。

(開票)

第9条 開票は、選任規程第13条から第19条の規定に従い行う。

(補則)

第10条 この要項に定めることのほか、選挙実施に必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この要項は、平成25年2月10日から施行する。

財団法人日本ボールルームダンス連盟中部総局静岡県支局

細 則

第1条 この細則は、財団法人日本ボールルームダンス連盟中部総局静岡県支局規約による運営に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 支局事業に関する支給金は次のとおりとする。

- (1) 日 当 5,000円
- (2) 食事代 現物支給、もしくは1,000円（1食）
- (3) 旅 費 普通乗車券、特急料金、実費
バス代、タクシー代1,000円
- (4) 宿泊費 15,000円を限度とする。
- (5) 手 当 理事会で決議の上、支給する。

第3条 会員に対する慶弔規定は次のとおりとする。

- (1) 結婚祝金 10,000円（入会后1回に限る）
- (2) 出産祝金 5,000円（第1子に限る）
- (3) 弔 慰 金 会員死亡 30,000円と供花
配偶者死亡 5,000円

但し、会員死亡については支局に特別の功労があった者については、理事会の決議により増額することができる。

- (4) 入院見舞金 5,000円
(1ヶ月以上の入院治療の場合)
- (5) 災害見舞金 理事会で協議し、支給する。
- (6) 前号の他、支局長が必要と認めた場合には、理事会で決議の上支給する。

第4条 この細則は、理事会の決議により改正することができる。

附 則

この細則は、平成25年2月10日からこれを施行する。